

汚水排出量の認定の特例について

下水道に流さない水量を減量して使用料を算定する方法があります



下水道使用料は、水道の使用水量を汚水排出量とみなして算定されております。
(山形市下水道条例第19条)

しかし、下水道に流れない水量が著しく多い場合、その水量に下水道使用料がかからない方法があります。

方法1 下水道に接続されない新たな給水装置を設置する方法

下水道に接続される水栓とは別に、下水道に接続されない水栓を確保する方法があります。新たに設置費用・水道加入金がかかりますので、指定給水装置工事事業者にご相談ください。設置後は別途基本料金がかかります。また、メーターは市上下水道部のメーターになりますので、市上下水道部が7年毎に交換することになり、2か月に1度検針員が検針に伺いますので、汚水排出量の報告も不要です。

方法2 減量メーターを設置する方法

汚水排出量と水道の使用水量が著しく異なる場合、減量メーター（下水道に排出されない水を計測するメーター）などを設置し、その量を報告していただくことで、汚水排出量を減量して認定できる制度があります。（下水道条例第20条）

①減量メーターの設置について

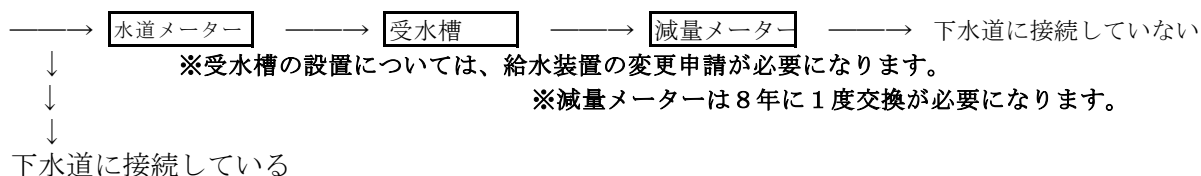
減量メーターは、使用者側の負担で設置していただく必要があります。

費用は、設置する現場の状況によって異なりますので、指定給水装置工事事業者にご相談ください。さらに、減量メーターに係る設備の維持管理経費が別途かかってきますので費用対効果を十分に勘案して、設置をご検討ください。

減量メーターを設置する際には、水道メーターに影響が及ばないようにするため、メーターとは別に、受水槽を設置していただく必要があります。また、メーターは、計量法の基準が適用になりますので、8年ごとの交換が必要になります。

なお、有効期限を過ぎたメーターによる報告は受付できない場合がありますので、ご注意ください。

(減量メーター等設置例)



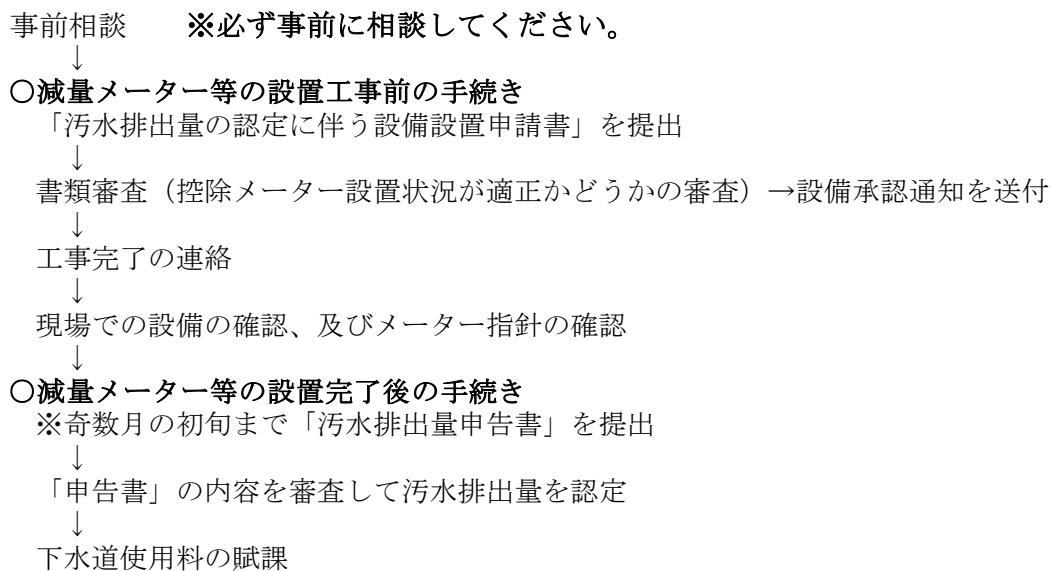
(設備の設置写真例)



②諸手続きについて

設備を設置する際、「汚水排出量の認定に伴う設備承認申請書」（図面、写真、汚水排出量の計算方法などを添付）を提出していただき、**適正にメーター・受水槽等が設置されたことが確認されれば**、2か月に1度（奇数月の初旬）「汚水排出量申告書」にて報告してください。

（手続きの流れ）



問い合わせ 山形市上下水道部お客さまセンター
電話 023-645-1177 内線111~114

